

発注者支援業務等の契約方式の見直しについて ～積算、監督の支援等の業務を企画競争に移行します～

国土交通省は、このたび「国土交通省における随意契約の総点検及び更なる見直しについて」を取りまとめ公表しました。この中で、「発注予定情報、応募要件、業務概要等を事前周知することにより民間参入を促進」するとされたことを受け、発注者支援業務等の契約方式の見直しの概要について取りまとめましたのでお知らせします。

【ポイント】

国土交通省では、発注者支援業務など、これまで建設弘済会（建設協会）に委託してきた業務について、平成20年度業務から発注方法を変更します。変更の主な内容は、以下のとおりです。

- 「参加者の有無を確認する公募手続」による発注から「企画競争」による発注に移行します※。 ※一部は競争入札（総合評価落札方式）の試行を予定
- 競争性向上のため、応募要件の緩和を行います。

1. 対象業務

これまで建設弘済会（建設協会）に委託していた発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補助業務などの業務

2. 契約方式の見直し

1.の対象業務については、「参加者の有無を確認するための公募手続」は全廃し、企画競争（簡易公募型プロポーザル方式など）による手続に移行します。また、工事管理業務（工事の監督に関する支援業務）など一部業務における競争入札（総合評価落札方式）の試行も予定しています。

3. 応募要件の緩和

競争性の向上を図るため、応募要件を緩和します。
（主な業務における標準的な応募要件（案）は別添の参考資料参照）

（1）企業に求める実績要件の緩和

- ・ 都道府県・政令市や特殊法人などの国土交通省以外の機関が発注した業務も、実績の対象となります。
- ・ 全国どの地域で行った業務も、実績の対象となります。
- ・ 実績の対象となる同種・類似業務の範囲は、民間企業による参加が可能となるよう定めます。

（2）管理技術者に求める資格要件の緩和

- ・ 技術士や一級土木施工管理技士など、一般的な資格を認めることとします。

4. 発注時期

発注者支援業務など、今回の見直し対象業務の多くは、平成20年4月当初に契約を行う通年度業務であり、年明け以降順次、手続開始の公示などの発注手続が開始される予定です。

5. 個別案件の発注情報の取得方法

① 発注の見直し等に関する情報（1月上旬以降）

国土交通省ホームページの「調達情報」

(<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/chotatsujyouhou.html>)

における公共工事等の入札情報に関するページに、「発注者支援業務等」（各地方整備局のホームページへリンク）を掲載し、入札契約方式、業務名、業務種別、履行期間、業務概要、公示予定時期(入札公告予定時期)、契約予定時期(入札予定時期)、担当事務所等名の公表を行います。

(例)

【簡易公募型プロポーザル方式】

1. 業務名：平成20年度〇〇工事管理業務 [〇〇事務所]
 - 1) 業務種別 土木関係建設コンサルタント業務
 - 2) 履行期間 12ヶ月
 - 3) 業務概要 〇〇事務所発注工事に係る設計変更に必要な書類作成他
 - 4) 公示予定時期 〇月中旬
 - 5) 契約予定時期 〇月上旬
2. 業務名：平成20年度〇〇広報業務 [〇〇事務所]
 - 1) 業務種別 役務(広報業務)
 - 2) 履行期間 7ヶ月
 - 3) 業務概要 〇〇に係る広報企画運営支援
 - 4) 公示予定時期 〇月頃
 - 5) 契約予定時期 〇月頃
3. 業務名：……………

② 手続開始の公示

公示文は、担当事務所等における掲示のほか、入札情報サービス(PPI) (<http://i-ppi.jp>)において公開します。ただし、建設コンサルタント業務ではなく役務として発注される一部の業務については、PPIに代えて、①のホームページに掲載します。

担 当

総務部	契約課
企画部	技術管理課
用地部	用地第一課

【参考資料】主な業務における標準的な応募要件(案)

※ この表は、あくまでも標準的な業務内容を想定した要件案を示したものであり、実際の応募要件は、個々の業務の内容等に応じて定められますので、各発注機関が公表する「手続開始の公示」等によりご確認下さい。

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			業務実施体制 (営業拠点等)	H19契約実績 (東北地整計)	
		企業実績(同種・類似業務)(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績 (注1)		件数	金額 (百万円)
発注者支援	積算技術業務 (注3)	・土木工事に関する積算技術業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・土木学会上級・1級技術者 ・RCCM	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	地方整備局管内	19	1,509
	品質検査業務 (注4)	・土木工事に関する品質検査業務 ・土木工事に関する工事管理業務	・発注者支援技術者(整備局毎に設定) ・公共工事の発注者として技術的行政経験を25年以上有する者	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)		22	2,180
	工事管理業務 (注5)	・土木工事に関する品質検査業務 ・土木工事に関する工事管理業務		・公共工事の監理技術者		34	1,574
	技術審査業務 (注6)	・土木工事に関する技術審査業務 ・公共工事に関するCM業務又はPFI事業における技術アドバイザー業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・土木学会上級・1級技術者 ・発注者支援技術者(整備局毎に設定) ・公共工事の発注者として技術的行政経験を25年以上有する者			19	1,477
公物管理補助	河川巡視支援業務	・河川巡視支援業務 ・河川の堤防又は河川管理施設の調査業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・RCCM	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	都道府県内	12	587
	河川許認可審査支援業務	・河川許認可審査支援業務 ・河川台帳作成・検討業務	・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者				
	ダム・排水機場管理支援業務	(ダム管理の例) ・洪水調節機能を有するダムのダム管理支援業務 ・ダムの洪水調節操作に関する運用検討業務			都道府県内	10	686

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			業務実施体制 (営業拠点等)	H19契約実績 (東北地整計)	
		企業実績(同種・類似業務)(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績 (注1)		件数	金額 (百万円)
公物管理補助	道路巡回業務 (注7)	・道路巡回業務 ・道路施設点検業務(注8)	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・RCCM ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	都道府県内	13	1,776
	道路許認可審査業務、適正化指導業務	・道路管理上、地方整備局事務所職員が取り組む複雑な技術業務(注9)のいずれかの補助業務 ・道路の不正使用・不法占用、各種占用申請、特殊車両申請に係る調査業務	・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者		地方整備局管内		
用地事務補助	用地補償総合技術業務(注10)	・公共事業に必要な土地等の取得・使用又はこれに伴う損失の補償等の業務のうち7部門(注11)のいずれかの部門に係る補償業務	・7部門(注12)すべてに登録された補償業務管理士であって、公共用地取得に関する補償業務について7年以上の実務経験かつ5年以上の指導監督的実務経験を有する者		地方整備局管内 他に、業務規模により、左の要件を満たす技術者数を求める。	15	474

- (注1)平成10年度以降(用地事務補助については平成15年度以降)に、各欄に掲げるいずれかの実績を1件以上。なお、平成19年度完了見込み業務も対象となります。
また、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部、都道府県、政令市又は特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人)が発注した業務が実績の対象となります。
- (注2)各欄に掲げる資格のいずれかを有する者、なお、用地事務補助については担当技術者をいう。
- (注3)積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等
- (注4)材料確認・段階確認等による設計図書との照合等
- (注5)指示・地元調整等に必要資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等
- (注6)工事発注資料の作成、競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理、ヒアリング記録作成等
- (注7)落下物及び道路損傷、道路施設の異常等の発見、不法占用の確認
- (注8)道路法面、橋梁、トンネル等の道路施設の点検
- (注9)道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立ち会い、特殊車両申請の審査・指導取締り
- (注10)補償金算定書の損失補償基準等との適合性の照合、権利者毎の公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉の実施等
- (注11)「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日付け建設省告示第1341号)別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門の7部門を指す。
- (注12)(社)日本補償コンサルタント協会が実施している補償業務管理士資格制度の登録部門である土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門の7部門を指す。